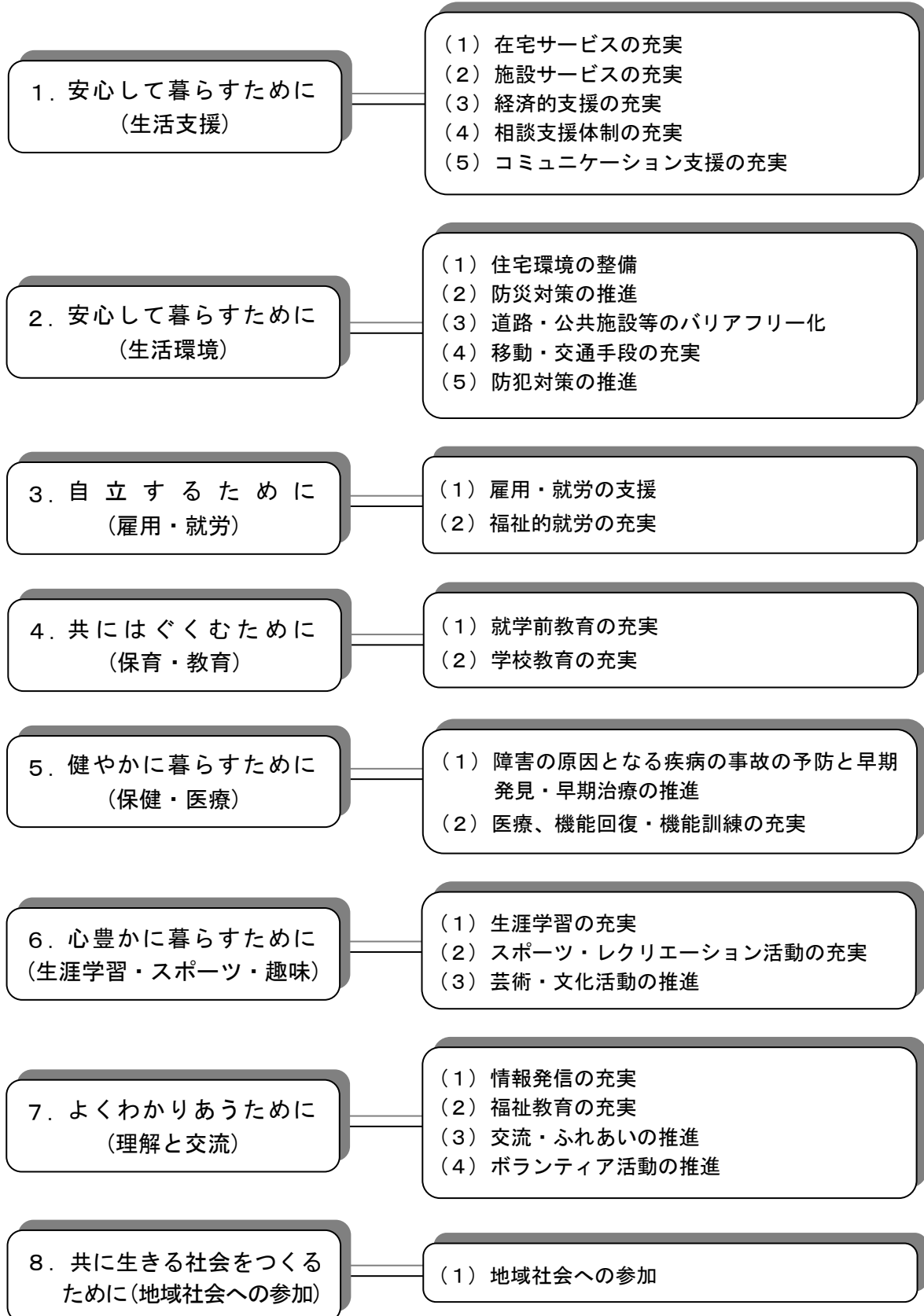


第4章 福祉施策

第1節 施策の体系



第2節 施策の展開

1. 安心して暮らすために

■ 施策の体系

- 1. 安心して暮らすために
 - (1) 在宅サービスの充実
 - (2) 施設サービスの充実
 - (3) 経済的支援の充実
 - (4) 相談支援体制の充実
 - (5) コミュニケーション支援の充実

(1) 在宅サービスの充実

〔現状と課題〕

障害のある方が地域で自立した生活を営んでいくためには、在宅での福祉サービスを充実させる必要があります。

野々市ではこれまで、県や民間事業者、社会福祉協議会等の関係機関の協力を得ながら、ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣、デイサービス、ショートステイなど、各種の在宅福祉サービスの充実を図ってきました。

平成18年10月からは、障害者自立支援法に基づくサービスが提供されています。このサービスは大きく2つに分類され、ひとつは「自立支援給付」ですべての自治体で実施されます。もうひとつは「地域生活支援事業」で、必須事業とそれぞれの自治体の特性やニーズを踏まえて実施する事業があります。

今後は、新たなサービス提供体制の確立とともに、「野々市障害者基本計画」に基づき、より障害のある方のニーズに対応したサービス内容の充実に努めます。

〔重点目標〕

① 障害福祉サービスの情報提供

障害のある方がサービスを適切かつ効率的に利用できるよう、障害者自立支援法に基づいて実施されるサービスの十分な情報提供に努めます。

② 自立支援給付サービスの充実

サービスの利用を希望する人が、必要なサービスを受けることができるよう、介護給付、訓練等給付にかかわるサービス提供体制の基盤整備とともに、サービス内容を充実します。

③地域生活支援事業の充実

障害のある方が地域において自立して生活できるよう、地域生活を支援する各種事業を実施するとともに、サービスの利用促進により、積極的な社会参加を促進していきます。

④福祉用具利用支援

補装具にかかる費用の適切な支給を行うとともに、難病等を含む障害のある方への日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障害のある方の自立や社会参加を促進していきます。

■ 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

サービスの用語		内容の説明
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	児童デイサービス	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	昼間、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	夜間や休日、施設に入所する方に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

サービスの用語	内容の説明
相談支援事業	障害種別に関わらず、一般的な相談、情報提供・助言等の支援を実施します。
コミュニケーション支援事業	手話通訳者の派遣等、地域生活の中で円滑なコミュニケーションができるよう支援を実施します。
日常生活用具給付等事業	便器等、障害のある方が日常生活を営むために必要な用具を給付又は貸与します。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
重度身体障害者訪問入浴サービス事業	自宅において入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るための支援です。
日中一時支援事業	障害のある方等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、日中において障害のある方等に活動の場を提供します。
自動車運転免許取得費助成事業	重度身体障害者の方の社会参加促進のために、自動車運転免許の取得に要する経費を助成します。
自動車改造費助成事業	重度身体障害者の方の社会参加促進のために、就労等に必要なた自動車の取得費又は改造費を一部助成します。
障害者社会参加促進事業	障害のある方のニーズに応じた事業を実施することにより、自立と社会参加の促進を図ります。 手話奉仕員養成事業／声の広報発行事業／障害者スポーツ交流大会
更生訓練費給付事業	就労支援事業または自立訓練事業を利用している方や身体障害者更生援護施設に入所している方に、訓練のための経費及び通所のための経費を支給します。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方に、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。

地域生活支援事業

(2) 施設サービスの充実

〔現状と課題〕

現在、更生施設や授産施設等に様々な障害のある方が入居しています。今後は可能な限り地域で自立して生活を営めるよう支援を行っていくことが必要ですが、アンケート調査等では、重度の障害のために施設入居支援が必要な方に対しては、生活の場を確保することも求められています。

また、近年は施設入居者を対象とするだけでなく、施設の持っているノウハウや様々な機能を地域に解放し、地域で生活している人たちの利用や地域住民との交流を通して地域ぐるみで障害のある方を支援していく体制づくりが求められています。

〔重点目標〕

①安心した福祉施設での生活

福祉施設等と連携をとりながら、在宅での生活が困難な障害のある方が安心して福祉施設で生活ができるよう努めます。

②日中活動と住まいの場の組み合わせ

障害のある方が魅力を持てる日中活動系サービスと居住系サービスの整備を行う入居施設(事業所)を支援します。

③施設機能の地域への開放

施設が持つ機能を地域で生活する障害のある方やその家族、さらに広く住民に開放し、日中活動系サービスの実施や交流イベントの開催等によって、地域と一体となった施設となるよう機能を充実します。

(3) 経済的支援の充実

〔現状と課題〕

障害のある方の多くは、家族等の支援を受けながら生活しているのが現状であり、障害のある方自身が自立して生計を立てていくことが厳しい状況になっています。

障害のある方が社会生活を営む上で、経済的な支援は重要なものであり、障害のある方やその家族に対する各種手当や障害年金等の支給が必要です。

また、医療費の助成やサービス利用費の負担軽減は、障害のある方の自立を図るうえで大きな役割を果たします。

今後は、就労支援の強化を図るとともに、経済的な自立に対する支援を推進していく必要があります。

〔重点目標〕

①年金、手当等の情報提供

障害のある方の生活安定のため、広報、パンフレット、ホームページ等により、障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、各種手当、給付金等の周知に努め、該当する人すべてが受給できるように努めます。

②自立支援給付等における利用者負担の軽減

自立支援給付や日常生活用具等のサービス利用者に対して、負担の軽減を実施します。

③心身障害者医療費の助成

身体障害者手帳1～4級(4級は住民税非課税世帯)、または療育手帳の交付を受けている方を対象に、必要とする医療を受けられるよう、医療費(保険対象自己負担額)を公費で負担し、心身障害のある方の健康の保持及び生活の安定を図ります。

④精神障害者通院医療費の助成

住民税非課税世帯で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を対象に、自立支援医療(精神通院)の自己負担額の1/2を公費で負担し、精神に障害のある方の健康の保持及び生活の安定を図ります。

(4) 相談支援体制の充実

〔現状と課題〕

障害のある方が地域で自立して生活していくうえで、相談事業は重要であり、福祉サービスの利用等の相談のみならず、幅広いニーズに対応した相談体制の充実が求められます。

野々市では、しあわせ支援課窓口のほか社会福祉協議会、地域包括支援センター等において、障害のある方とその家族に対し、総合的な相談事業を実施しています。

今後も地域生活支援事業の一環として、相談支援体制の充実に努め、障害のある方やその家族からの様々な相談についてきめ細かく対応していく必要があります。

また、障害のある方の相談内容は広範多岐にわたり、高度な専門性も必要な場合があることから、専門相談の充実に努める必要があります。

〔重点目標〕

①窓口サービスの充実

障害福祉担当課において、専門的な立場から助言等ができるよう専門職の配置や手話通訳士等を複数配置し、障害のある方の属性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実に努めます。

②相談支援の充実

相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介など、相談支援の充実に努めます。

また、地域自立支援協議会を設置し、障害福祉サービス事業者、保健・医療・労働関係者、行政等の各相談機関の連携による相談支援体制の強化を図ります。

さらに、障害のある方が気軽に相談できるよう、制度の理解を広め、相談しやすい環境づくりに努めます。

③地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の推進

主に知的障害、精神障害のある方の地域生活を支援するために、福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)の浸透に努めます。

また、判断能力が不十分な知的障害、精神障害のある方等の権利を守ることができるよう、成年後見制度の理解を広めます。

④ケアマネジメント実施体制の整備の確立

ケアマネジメント実施体制の確立に向けて調査・検討します。

(5) コミュニケーション支援の充実

〔現状と課題〕

聴覚・言語障害など、コミュニケーションに制約を受ける障害のある方は、情報の収集やコミュニケーションの確保に大きなハンディキャップがあります。

このため野々市では、手話通訳士等の有資格者を職員として採用し、障害のある方の相談等に応じているほか、手話通訳など専門的な知識、技能を有する人材の育成を行っています。

障害者自立支援法の施行によりコミュニケーション支援は、地域生活支援事業の必須事業となったため、今後は手話通訳士の複数配置により、コミュニケーション事業の充実に図り、障害のある方のコミュニケーション支援に努める必要があります。

〔重点目標〕

①手話通訳者や要約筆記者等の養成・確保

障害のある方への情報提供やコミュニケーションの充実に図るため、関係団体との連携のもと、手話通訳者や要約筆記者を養成し、自立と社会参加を促進します。

②情報通信機器を活用したコミュニケーション手段の拡大

携帯電話やインターネット、コミュニティFM放送局等を活用し、障害のある方が日常生活や緊急時、災害時に利用できるコミュニケーション手段の拡充を図ります。

また、障害のある方が情報通信機器の操作を習得できるよう支援します。

2. 安全に暮らすために

■施策の体系



(1) 住宅環境の整備

〔現状と課題〕

住まいはすべての人の生活の基盤であり、障害のある方が安心して快適に生活を送るためにも、住まいの質的・量的確保に努める必要があります。

野々市では、これまで公営住宅において、階段手すりのバリアフリー整備をはじめ、自立支援型住宅リフォーム推進事業及び日常生活用具給付事業の利用促進並びに申請時における作業療法士の訪問・助言等、障害のある方にとってやさしい住宅環境の整備に努めてきました。

今後も障害のある方が地域で自立して生活ができるよう、公営住宅のバリアフリー化や住まいに関する相談・支援に努める必要があります。

また、障害のある方の施設から地域生活への移行を促進するため、グループホーム、ケアホームのさらなる増加が求められています。

〔重点目標〕

①公営住宅の整備

障害のある方の入居に配慮し、公営住宅の改築時におけるバリアフリー整備を推進します。

②グループホーム、ケアホームの充実

障害のある方の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、施設から地域生活への移行を促進するため、グループホームやケアホームの運営がしやすくなるよう関係機関に働きかけます。

③住宅に関する相談事業、情報提供の充実

住宅のバリアフリー化のため、自立支援型住宅リフォーム推進事業の利用促進をはじめ、障害のある方の住宅に関する相談や情報提供を図ります。

(2) 防災対策の推進

〔現状と課題〕

障害のある方は、災害時等において避難することや情報入手が難しいため、特に配慮を行う必要があります。

野々市では、各地区担当の民生委員・児童委員と連携を図り、障害のある方の把握や援護体制を整えるとともに、障害のある方に対して防災知識を広め、誰もが避難場所がわかるように努めています。

しかし、アンケート調査等からもうかがえるように、災害発生時におけるそれぞれの障害に応じた情報提供や避難誘導等のきめ細やかな体制は万全であるとはいえません。

このため、緊急時の情報伝達や避難誘導、避難先での対応等について、災害時要援護者の視点から対応策を検討するとともに、地域での支援体制を強化することが求められます。

〔重点目標〕

①地域住民の自主防災体制の確立

近隣住民による助けあいや初期対応、避難活動を円滑に行うことができるよう、自主防災組織の育成を図ります。

また、地域での防災訓練、避難訓練への障害のある方の参加を呼びかけます。

②災害時要援護者の避難支援プラン等の作成

重度障害のある方等の災害時要援護者が確実に救助や救援を受けられるよう、消防関係・町内会・民生委員・障害団体等の関係機関とともに、プライバシーに十分配慮しながら「避難支援プラン」（個別計画）を作成します。

また、防災知識を広めるとともに、避難マニュアル等の作成を推進し、安全で迅速な避難ができるよう支援します。

③情報提供体制の充実

聴覚及び視覚障害の方を対象にしたファックスや電子メール等の活用による災害情報の伝達など、障害の属性に応じた防災情報の提供を関係機関に働きかけます。

④火災予防対策の推進

各種の広報活動等により、障害のある方の防火意識を広めるとともに、障害者福祉施設や病院など、自力避難が困難な方が多数入居している施設における防火安全の徹底を働きかけます。

⑤住宅用火災報知機設置の推進

消防法改正に伴い、設置が義務付けられた住宅用火災報知機及び自動消火器について、日常生活用具給付事業により給付対象となる方への制度利用促進を図り、初期消火活動を支援します。

⑥通報体制等の整備

聴覚や言語に障害のある方からの災害通報体制の整備に努めます。

⑦避難所のバリアフリー化

災害発生時に、障害のある方が避難所を利用しやすくなるよう、関係団体と整備について検討します。

(3) 道路・公共施設等のバリアフリー化

〔現状と課題〕

障害のある方が地域で安心して生活するためには、道路や公園、公共施設等が障害のある方に配慮したものとなっている必要があります。

野々市では、順次道路における段差の解消や歩道の設置等の整備、主要な公共施設等のバリアフリー化を推進してきました。

今後も、障害のある方が安心して外出できる道路空間の整備改善や、すべての人が利用しやすい公共施設等のバリアフリー化を推進していく必要があります。

〔重点目標〕

①道路における安全確保対策の推進

歩行者が安全に通行できるよう、歩道の段差の解消、点字ブロックの設置、歩車道の分離を進めるとともに、視覚障害者用の信号機の設置を関係機関に要望します。

②公共施設等のバリアフリー化推進

安全で人にやさしい生活空間を拡大していくために、障害のある方を含め住民が快適に公共施設や公園等を利用できるよう、バリアフリー化を推進します。

③既存の体育施設、運動施設等のバリアフリー化の推進

障害のある方々が地域住民と交流し、スポーツ・レクリエーションを楽しむ場として、体育施設や屋外運動施設等のバリアフリー化を推進します。

(4) 移動・交通手段の充実

〔現状と課題〕

障害のある方にとって移動手段が確保されることは、外出が容易になり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。

野々市では、障害のある方の外出・移動支援のため、ガイドヘルパーの活用推進や「のっティ」における低床化や車いすへの対応、自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成事業を推進してきました。

支援費制度では居宅介護の一環として移動介護サービスが提供されてきましたが、障害者自立支援法の施行により、これまでの移動介護は地域生活支援事業の移動支援事業として提供することになります。

今後は、移動支援事業の充実や周知に努めるとともに、各種制度、サービスの利用促進を図り、障害のある方の外出や社会参加を支援していく必要があります。

〔重点目標〕

①移動支援の充実

視覚・知的・精神に障害のある方等の外出を援助する移動支援事業の充実に努めます。

また、「のっティ」について、障害のある方の要望等も踏まえながら、運行路線や運行時間等について見直しを行い、停留所のバリアフリー化など、障害のある方の利便性向上に努めます。

さらに、民間路線バスの停留所や駅施設等のバリアフリー化を働きかけます。

②各種助成制度の活用促進

福祉タクシー利用料金、自動車改造費、介助用自動車改造費、自動車運転免許取得費の助成制度等を広くお知らせし、利用を促進することにより、障害のある方の外出や社会参加を支援します。

③福祉有償運送の活用促進

福祉有償運送の制度を広くお知らせすることにより、移動することが困難な方の移動支援を図ります。

(5) 防犯対策の推進

〔現状と課題〕

一般に、障害のある方や子ども、高齢者等は犯罪被害を受けやすく、暮らしの安全・安心の確保が強く望まれています。

このため、警察等の関係機関や住民、行政の連携による防犯体制を強化するとともに、地域での見守り活動等による地域社会の犯罪抑止力を高めていくことが重要です。

また、近年、悪徳商法による被害が増えており、その手口は年々巧妙化、複雑化しています。

消費生活において、障害のある方が被害に遭わないよう、広報等を通じて防犯意識の向上に努める必要があります。

〔重点目標〕

①防犯対策の推進

防犯思想を広くお知らせするとともに、障害のある方自身が、いざという時の対応等を学ぶ機会の提供に努めます。

②消費者保護対策の充実

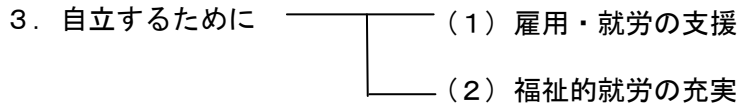
障害のある方や認知症高齢者等が悪質訪問販売等の被害に遭遇しないよう、消費者問題に関する情報について、広報等への掲載やパンフレットを作成することにより消費者保護対策を図り、消費者生活相談等の充実に努めます。

③地域見守り体制の整備

障害のある方が犯罪、事件、事故等に巻き込まれないよう、警察、交番との連携強化を図ることにより、巡回や声かけなど、地域における見守り体制を支援します。

3. 自立するために

■施策の体系



(1) 雇用・就労の支援

〔現状と課題〕

障害のある方の自立を進めていくためには、働く意欲を持つ障害のある方に対して、多様な働く場が確保されていることが必要です。

しかし、現実には雇用の場は少なく、就労機会を確保し、地域で自立した生活をおくれるような就労支援が必要となっています。

このため、今後はハローワーク等の労働関係機関と連携しながら、就労を希望する障害のある方への支援や事業主への理解を深めていく必要があります。

また、障害のある方の職業的自立のため、職業能力の開発及び向上にも取り組んでいく必要があります。

〔重点目標〕

①雇用拡大と職場環境の改善

事業主が障害のある方の雇用についての理解を深め、障害者雇用率が達成されるよう、ハローワーク、商工会等関係機関と連携しながら雇用拡大を働きかけます。

また、職場環境の改善等を対象とする各種助成の活用を促進します。

②一般就労支援施策の推進

事業主等に対して、障害のある方の就労後の職場適応と就労を継続する支援を行うため、トライアル雇用やジョブコーチ制度の導入を働きかけます。

また、一般就労を希望する人に対して、一定期間、就労に向けた訓練を行う就労移行支援事業を利用者や事業者、企業に働きかけます。

③職業リハビリテーションの充実

広報等において、石川障害者職業能力開発校等を紹介するとともに、関係機関との連携により、障害のある方の属性に配慮した職業リハビリテーションの充実に努めます。

(2) 福祉的就労の充実

〔現状と課題〕

障害者自立支援法の施行により、障害のある方の属性や意欲に応じて効果的な就労支援ができるよう、福祉的就労の再編が行われました。

今後は、企業等への一般就労に向け訓練する就労移行支援事業や、施設で継続して働き工賃を得る就労継続支援(A型、B型)事業における支援を推進するとともに、福祉分野と雇用・教育分野との連携を強化し、障害のある方がその属性に応じて、より能力を発揮して働ける社会を目指していく必要があります。

〔重点目標〕

①就労継続支援事業の利用の拡大

企業等への就労が困難な方を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を行う就労継続支援事業を利用者や事業者、企業に働きかけます。

②地域活動支援センター等の利用の拡大

一般就労や就労移行支援、就労継続支援事業等の利用ができない障害のある方に対して、福祉就労の場の提供や日常生活における生きがいや安らぎの場を創出するため、地域活動支援センター等の利用を働きかけます。

また、ホームページ等を通じて各施設の紹介や製品のPRを行い、地域活動支援センター等の製品の販路拡大、仕事の開拓等を支援します。

4. 共にはぐくむために

■施策の体系

4. 共にはぐくむために
- (1) 就学前教育の充実
 - (2) 学校教育の充実

(1) 就学前教育の充実

〔現状と課題〕

障害のある子どもに対して、早期から適切な対応・支援を行うことは、障害のある子どもの望ましい成長発達を図る上で著しい効果があります。

また、障害のある子どもの保護者は、様々な悩みや不安を抱えていることが多いため、適切な教育・保育相談を行うことが重要です。

野々市では、各保育園において、障害のある子どもに保育士を加配しています。

また、保健センターにおける臨床発達心理士による幼児発達相談の実施や、保育園と県立明和養護学校との連携による保護者の療育知識の普及等に取り組んでいます。

今後も、障害のある子どもの保育園での受け入れ体制の充実に努めるとともに、家庭や専門機関との連携を密にしながら、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な保育を行っていく必要があります。

〔重点目標〕

①障害児保育の充実

保育園の職員を対象とした研修や講習の拡充による資質の向上を図り、障害のある子ども一人ひとりの障害に応じた保育の充実を図ります。

また、各保育園において、障害のない子どもとの交流や統合保育を推進します。

②連携と相談体制の充実

障害のある子どもの子育てに関する悩みや不安に早期に対応し、家庭や保育園等での生活が円滑に送れるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、就学前児童の発達や生活、就園、就学等の相談体制の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

〔現状と課題〕

障害のある子どもに対する学校教育は、自立できる可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を促すことが重要であり、社会参加の入口としても重要な役割を果たしています。

また、障害のある子どもの就学については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことが必要です。

野々市ではこれまで、障害のある子どもが小・中学校でその属性に応じて十分な教育を受けられるよう、教育課程や指導の充実に努めてきました。

こうしたなか、平成 19 年 4 月 1 日より「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、これまでの特殊教育から、その対象として含まれていなかった通常学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症ほか、特別な支援を必要としている子どもすべてを対象に必要な支援を行っていく特別支援教育が実施されることとなりました。

今後は、本人及び家族の意向を十分踏まえた上で、特別支援教育体制の充実に努めるとともに、引き続き障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、教育内容や相談体制の充実、施設の整備、教職員の資質向上等に努めていく必要があります。

〔重点目標〕

①特別支援教育の推進

教育と福祉、保健など関係機関の連携のもと、小・中学校において障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に努めます。

また、教職員が適切な指導・教育ができるよう、各種研修等を充実させ、専門性や資質の向上に努めます。

②教育相談、就学指導の充実

保護者の教育上の悩みや不安の相談等への十分な対応を図るとともに、障害の属性に配慮した教育を受けられるよう、保育園、小・中学校、特別支援学校の連携のもとに教育相談や就学指導の充実に努めます。

③学校施設のバリアフリー化の推進

障害のある子どもが安心して各学校に通い、学ぶことができるよう、学校施設、設備のバリアフリー化を推進します。

5. 健やかに暮らすために

■施策の体系

5. 健やかに暮らすために
- (1) 障害の原因となる疾病や事故の予防と早期発見・早期治療の推進
 - (2) 医療、機能回復・機能訓練の充実

(1) 障害の原因となる疾病や事故の予防と早期発見・早期治療の推進

〔現状と課題〕

野々市ではこれまで、妊娠中や乳幼児の疾病の早期発見・早期治療を目的に、妊産婦及び乳幼児健康診査を実施してきました。健診では、ことばの遅れなど、保護者の訴えを十分に聞くとともに、医師・保健師等の専門スタッフにより、発育等の状況を総合的に判断するよう心がけています。

さらに、健診後には「幼児遊びの教室」「つくしんぼ教室」「幼児発達相談」など、子どもや保護者の状態に応じた発達支援体制の充実に努めてきました。

また、成人期以後の障害の原因となる生活習慣病は、毎日の食事、運動、飲酒、たばこ等の生活習慣を見直し、発症を予防することが重要です。

そのためにも健康診査を受診し、結果を正しく理解して自己の生活状況が振り返れるよう支援しています。

さらに、結果に異常の認められる方には、健康教室や健康相談、訪問指導など、継続した支援や早期受診を勧奨するなど、予防対策の充実に努めています。

今後とも、障害の原因となる疾病や事故の予防や早期発見に向け、妊産婦・乳幼児健康診査体制の充実や生活習慣病をはじめとする疾病の予防対策の充実を推進していく必要があります。

また、全国的にストレス等による精神疾患が増加傾向にあることから、こころの健康に関する知識を広め、健康相談の充実にも努めていく必要があります。

〔重点目標〕

①妊産婦・乳幼児健康診査の充実

母子双方の生命と尊厳を尊重し、安全な妊娠・出産を可能にする妊産婦健康診査を充実します。

また、母子健康手帳交付時において、全員に面接相談を実施し、適切な情報提供を行うなど、早い時期から継続した相談支援体制の充実に図ります。

さらに、障害を早期に発見して、早期に治療や訓練、専門的な療育指導が受けられるよう、適切な医療・療育等の専門機関の紹介に努め、さらに精密検査の費用負担の軽減を図ります。

②発達の遅れのみられる子どもへの支援体制の充実

発達の遅れのみられる子どもについては、早期に発見し、効果的な治療や療育が受けられるよう、子どもを取り巻く関係機関(保健センター・医療機関・保育園・幼稚園・県発達障害センター)の連携強化を図り、支援体制の充実に努めます。

また、保健所との協力のもとに、保育士・保健師等が障害についての理解を深め、適切な支援を行えるよう、研修の機会及びその内容の充実に努めます。

③生活習慣病予防の推進及びこころの健康づくり

障害の原因となる脳卒中や心筋梗塞、糖尿病など、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、健康診査の受診率向上や健診結果に基づく健康相談や健康教室など、保健事業の充実に努めます。

また、保健所との協力のもとに、保健師・管理栄養士等が適切な支援を行えるよう、研修を実施するなど、資質向上に努めます。

さらに、ストレス解消や対処法等の健康教室を開催することにより、精神疾患の予防やこころの健康相談を推進します。

④高齢期障害の発生予防の推進

高齢期に寝たきりや認知症等にならないように、健康に対する意識を広めていくとともに、虚弱な高齢者を早期発見し、状態の維持改善と悪化予防に努めます。

⑤障害のある方の健康づくり

障害関係団体等と共同で、障害のある方を対象にした健康相談会等を実施し、健康や疾病予防についての理解を広めます。

(2) 医療、機能回復・機能訓練の充実

〔現状と課題〕

障害の軽減、自立の推進を図るうえで、地域リハビリテーションは重要であり、今後とも実施体制の充実が必要です。

野々市の障害のある方を取り巻く医療については、医療機関や訪問看護ステーションと連携し、入院治療から退院後の在宅生活での介護・医療の充実に努めています。

今後は、障害のある方がいつでも適切な医療サービスが受けられるよう、障害に対する専門的な医療とともに、日常的な診療、治療ができるよう、医療機関と保健・福祉の連携を強化していく必要があります。

一方、社会的入院をしている精神障害の方については、今後は医療機関等と連携しながら、地域生活移行のための基盤を整備していく必要があります。

〔重点目標〕

①医療・保健・福祉の連携

障害のある方の医療ニーズに応えるために、医療機関や医師会、歯科医師会等の関係機関と保健・福祉の連携に努めます。

また、在宅医療等を支援するため、訪問看護サービスの利用促進や本人及び家族に対する栄養、口腔ケア及び介護方法等の助言相談の充実に努めます。

②公費負担医療の活用

自立支援医療、心身障害者医療費助成、精神障害者医療費助成等の公費負担制度を広くお知らせし、障害のある方が医療サービスを活用できるよう支援します。

③身体に障害のある方の機能訓練

脳血管疾患の後遺症のある方等の日常生活動作の自立のための貯筋教室や高齢者筋力アップトレーニング事業は、今後も継続して実施します。

6. 心豊かに暮らすために

■施策の体系

6. 心豊かに暮らすために
- (1) 生涯学習の充実
 - (2) スポーツ・レクリエーション活動の充実
 - (3) 芸術・文化活動の推進

(1) 生涯学習の充実

〔現状と課題〕

学校教育修了後の学習を支援する生涯学習は、障害のある方にとって、生きがいや自己実現を図るためのものとして重要な意味を持つばかりでなく、社会参加や自立を図る上でも大きな役割を果たしています。

野々市では、障害のある方も気軽に生涯学習に参加できるよう、各種講座や講演会等の情報を提供し、学習活動への参加を促進してきました。

また、授産施設や職業能力開発校、特別支援学校への移動図書館の運行など、誰もが生涯学習に参加しやすい環境づくりに努めてきました。

今後こうした環境づくりに努めるとともに、障害のある方のニーズを踏まえた学習内容、実施方法等を充実し、学習機会を拡充する必要があります。

また、気軽に安心して参加・学習できるよう、学習施設・設備のバリアフリー化の推進や移動手段・情報保障の確保が求められています。

〔重点目標〕

①生涯学習活動の支援

障害のある方の学習意欲に応え、学習機会の充実を図るため、各種講座や社会福祉協議会の行う事業において、障害のある方が受講できるよう努めます。

また、広報やコミュニティFM放送局等を利用し、生涯学習の情報提供を行います。

②学習支援体制の充実

障害のある方の学習活動を促進するため、聴覚障害のある方への手話通訳者や要約筆記者の配置や、視覚障害のある方等のための移動支援の充実に努め、障害のある方の参加や活動の拡大を推進します。

③学習機会の拡充

障害のある方の学習ニーズを踏まえた学習内容や実施方法等の充実を図り、学習機会の拡充に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実

〔現状と課題〕

障害のある方にとって、スポーツ・レクリエーション活動は、健康の維持増進とともに地域の人々とのふれあい・交流や日々の生活にうるおいを与えるなど、自立と社会参加の促進に大きな役割を果たします。

野々市では、障害のある方のための運動会やグラウンドゴルフ大会等の実施を支援しているほか、県等のスポーツ大会への参加の支援も行ってきました。

今後も障害のある方が、地域で多様なスポーツを楽しむことができるよう、参加機会の充実や人材育成等に取り組んでいく必要があります。

〔重点目標〕

①スポーツ・レクリエーション教室・大会等の参加機会の充実

野々市で行われるスポーツ・レクリエーション教室・大会等の企画、実施にあたっては、障害のある方も参加できるよう配慮したスポーツ・レクリエーション活動の拡充に努めます。

また、それぞれの障害の属性に配慮したスポーツ・レクリエーション活動への支援を図ります。

②スポーツ活動を支援する人材の育成

それぞれの障害の属性にあった指導ができるスポーツ指導者の育成を支援していきます。

(3) 芸術・文化活動の推進

〔現状と課題〕

障害のある方にとって芸術・文化活動への参加は、人生をより豊かにし、自分のさらなる可能性や生きがいを見つけていくうえで重要な役割を担います。

野々市においても、障害のある方の芸術・文化活動の支援を行ってきており、今後も参加機会を拡充していく必要があります。

〔重点目標〕

①芸術・文化へのアクセス

障害の属性に配慮したうえで、障害のある方が身近に芸術・文化を鑑賞できる機会を拡充するとともに、広報等によるイベント情報や文化施設の利用情報を広くお知らせします。

②障害のある方の文化活動

地域活動支援センター等の文化的な活動への参加を促進し、障害のある方の文化活動を拡充していきます。

7. よくわかりあうために

■施策の体系

7. よくわかりあうために
- (1) 情報発信の充実
 - (2) 福祉教育の充実
 - (3) 交流・ふれあいの推進
 - (4) ボランティア活動の推進

(1) 情報発信の充実

〔現状と課題〕

障害のある方が地域で安心して生活を送ることができる社会を実現するためには、障害のある方についての正しい知識を広め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

アンケート調査によると、差別や偏見、疎外感を感じると回答された方は依然として多く、療育手帳所持者は5割弱が「感じる」としています。

また、障害のある方にとって必要な情報を確保することは、社会の一員としてコミュニケーションの場を広げ、社会参加につながるものであり、情報提供を充実させることは重要です。

野々市では、窓口における対応のほか広報誌、ホームページへの掲載等による必要情報の提供を行ってきました。

今後とも、発達障害、難病又は高次脳機能障害を含む障害や障害のある方についての正しい知識を広め、理解を深めるとともに、障害のある方への、手話・点訳による表現方法やコミュニケーション支援用絵記号等の表示方法について工夫をしていく必要があります。

〔重点目標〕

①情報の発信

広報やコミュニティFM放送局等を活用し、住民へのノーマライゼーションの理念の浸透により、障害及び障害のある方についての理解を深めます。

また、障害のある方へは、必要な情報を的確に発信するほか、障害者自立支援法並びに新たな福祉サービスの紹介、バリアフリー情報など、様々な情報提供の充実に努めます。

さらに、窓口等に拡大読書器等の設置や、ボランティア団体を通じて広報誌の朗読テープを配布します。

②強化期間の利用

住民に対して、障害者週間（12月3日～12月9日）の強化期間を利用した施策を推進し、住民の障害及び障害のある方への理解を深めます。

(2) 福祉教育の充実

〔現状と課題〕

障害のある方が地域の中で、地域社会の一員として自立して暮らしていくためには、住民すべてが障害のある方に対する理解を深め、思いやりと助けあいの心を育て、温かい福祉社会を構築していくことが大切です。

野々市においては、小・中学校の総合的な学習の時間や家庭教育学級等において様々な福祉教育を推進しており、今後もこうした取り組みを継続するとともに、さらに、幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおける福祉教育の充実や学習機会の拡充を図っていく必要があります。

〔重点目標〕

①学校における福祉教育の充実

小・中学校では、障害のある子どもたちとの交流やボランティア活動など福祉教育を充実させ、障害のある方に対する理解を深めます。

また、障害のある方の体験談を聞く会などの取り組みを図り、福祉体験の充実に努めます。

②地域における福祉教育

社会福祉大会、生涯学習講座や家庭教育学級を充実し、広く住民の障害のある方にかかわる福祉教育を推進します。

(3) 交流・ふれあいの推進

〔現状と課題〕

障害や障害のある方に対する正しい理解を広め、地域で生活する障害のある方への支援や援助を行っていくためには、障害のある方と地域住民が交流する機会が重要です。

野々市では、小・中学校において、特別支援学校の児童・生徒との交流活動が展開されてきました。

また、特別支援学校の文化祭や施設の行事等に地域住民が参加し、ふれあいや交流を深めてきました。

今後もこうした活動を継続するとともに、交流やふれあいを育み、ノーマライゼーション社会を推進していく必要があります。

〔重点目標〕

①交流機会の充実

障害のある方とない方との相互理解を深め、交流を促進するため、ともに楽しめる文化・芸術やスポーツ活動等の充実を図ります。

また、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、参加しやすい環境づくりに努めます。

②地域社会における交流活動の推進

民生委員・児童委員等の地域福祉活動に携わる人たちの協力を得て、地域における住民との交流や地域行事への参加を促します。

③交流の場の整備充実

障害のある方と地域住民との交流、障害のある方やその家族等との交流・情報交換の場の設定を検討します。

(4) ボランティア活動の推進

〔現状と課題〕

今後、地域において障害のある方の自立支援を図っていく上で、障害のある方の様々な活動を支援し、共に歩むボランティアは重要な役割を担うこととなります。

野々市には、数々のボランティア団体やグループがあり、それぞれに活動を展開しています。

また、青少年のボランティア探検隊「飛鳥」が結成されており、野々市の社会福祉施設で積極的に活動を行っているほか、青少年の社会福祉参画を推進してきました。

今後は、ボランティアの育成や活動の推進を図っていく必要があります。

〔重点目標〕

①ボランティア情報の収集・提供

ボランティア活動に参加したい人々がスムーズに参加でき、活動できるよう、活動分野や活動グループ、施設等のボランティア活動に関する様々な情報の収集・提供の充実に努めます。

②障害のある方のボランティア活動の参加促進

障害のある方自らが同じ立場から障害のある方をサポートするボランティア活動(ピア・サポート活動)を支援します。

8. 共に生きる社会をつくるために

■ 施策の体系

8. 共に生きる社会をつくるために ————— (1) 地域社会への参加

(1) 地域社会への参加

〔現状と課題〕

障害のある方と共に生きる社会をつくるためには、移動・設備・心のバリアフリー等により、障害のある方の参加が保障され、障害のある方が持つ能力を十分発揮できることが大切です。

そのためには、障害のある方自身による地域・行政・政治等への積極的な参加を通じて、障害のある方のニーズに対応した地域社会への変革を促す活動が必要になっていきます。

〔重点目標〕

①コミュニティ参加

障害のある方が町内会活動や子ども会活動並びに電動車椅子サッカー等のスポーツクラブ活動へ積極的に参加することで、地域の一員としての役割を担っていただき共に生きる社会の実現をめざします。

また、障害のある方が道路や建物等を含めた生活空間＝まちを利用することによってバリアフリー整備の一翼を担っていただけるようにします。

②行政参加

障害のある方に関わる施策及び計画の策定や変更において、障害のある方の意見を聞く機会を設けたり、委員会等において一定割合の障害のある方の参加を依頼する等、意思決定の過程での積極的な行政参加を考慮します。

③政治参加

車いすや段差解消等の投票所の整備、点字投票や郵便投票の活用、障害の有無に関わらず住民同士の呼びかけあいや助け合い等により障害のある方自らの選択による参政権の行使ができるようにし、平等な政治参加を促します。